



第21回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時30分）

■ 開催場所

東京都千代田区六番町1番7号
Ohmae@workビル
地下1階 セミナーホール

■ 決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件	3 P
第2号議案	定款一部変更の件	4 P
第3号議案	取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任 の件	15 P
第4号議案	監査等委員である取締役3 名選任の件	22 P
第5号議案	取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬等 の額決定の件	25 P
第6号議案	監査等委員である取締役の 報酬等の額決定の件	25 P
第7号議案	取締役（監査等委員である 取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の割当ての ための報酬決定の件	26 P
第8号議案	監査等委員である取締役に 対する譲渡制限付株式の割 当てのための報酬決定の件	29 P

証券コード：2464

株式会社ビジネス・ブレイクスルー

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区六番町1番7号

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー

代表取締役社長 柴 田 巖

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2 場 所 東京都千代田区六番町1番7号
Ohmae@workビル 地下1階 セミナーホール

3 目的事項

- 報告事項
1. 第21期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bbt757.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

①事業報告 「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bbt757.com>) に掲載させていただきます。また、本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、各期の経営成績、企業体質の強化と今後の事業展開に向けた内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、継続的な配当の実施に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の長期的な視点に配慮しつつ上記の基本方針及び当期の業績等を勘案した普通配当、並びに当期の2018年4月8日をもって創業20周年を迎えることができましたことに対し、株主の皆様への利益還元と日頃のご支援に対して感謝の意を表すとともに今後の長期的な成長をご支援いただきたく、記念配当を加え以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

- ・当社普通株式1株につき金11円00銭
(うち普通配当10円00銭、創業20周年記念配当1円00銭)
- ・配当総額 154,705,364円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日

1. 提案の理由

- (1) 当社グループ事業の現状に適應するため、第2条（目的）の一部削除するものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第40条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第8条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- (4) 1単元（100株）に満たない株式（単元未満株式）を有する株主様の権利を明確化するとともに、株式売買の利便性を高めることを目的として単元未満株式の買増制度を導入すべく、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）に関する規定を新設するものであります。
- (5) 業務体制の見直しに伴い、役付取締役の記載に「取締役会長」を追加するものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款		変 更 案	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条	<条文省略>	第1条	<現行どおり>
	(目的)		(目的)
第2条	<条文省略>	第2条	<現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<u>1. 電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業</u> <u>2. ～ 20. <条文省略></u> <u>21. 電気通信事業法に基づく通信事業者の代理店業務</u> <u>22. <条文省略></u> <u>23. 電気通信役務利用放送法による衛星役務利用放送</u> <u>24. ～ 26. <条文省略></u> (機関) 第3条 当社は、株主総会 <u>および取締役</u> のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 第4条～第5条 <条文省略> 第2章 株式 第6条～第7条 <条文省略> <新設>	<削除> <u>1. ～ 19. <現行どおり></u> <削除> <u>20. <現行どおり></u> <削除> <u>21. ～ 23. <現行どおり></u> (機関) 第3条 当社は、株主総会 <u>及び取締役</u> のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> <u>3. 会計監査人</u> 第4条～第5条 <現行どおり> 第2章 株式 第6条～第7条 <現行どおり> <u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> <u>(自己の株式の取得)</u> <u>第8条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第9条～第10条 <条文省略> (基準日) 第11条 <条文省略> 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主<u>または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。 第3章 株主総会 第12条 <条文省略>	<u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> <削除> 第10条～第11条 <現行どおり> (基準日) 第12条 <現行どおり> 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主<u>又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。 第3章 株主総会 第13条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第14条～第17条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。 <新設> (取締役の選任の方法) 第19条 <新設> 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 <条文省略> (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(招集者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定める順序により、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役会長及び</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第15条～第18条 <現行どおり> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任の方法) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度の</u>うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ （取締役会の招集者及び議長） 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第22条 ＜条文省略＞ （取締役会の決議） 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	＜削除＞ 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 （取締役会の招集者及び議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める順序により、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2 <u>取締役会長及び</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第23条 ＜現行どおり＞ （取締役会の決議） 第24条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ （取締役会の決議の省略） 第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> （取締役会の議事録） 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名を行う。 （役付取締役） 第26条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。 第27条～第28条 ＜条文省略＞ （取締役の報酬等） 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>） 第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> （取締役会の決議の省略） 第26条 当社は、<u>当該事項について議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役会の議事録） 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 （役付取締役） 第28条 取締役会の決議をもって、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から、取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて、<u>取締役会長、</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。 第29条～第30条 ＜現行どおり＞ （取締役の報酬等） 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数及び選任方法)</u> <u>第30条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u> <u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会締結の時までとする。</u> <u>4 前項の補欠監査役が監査役に選任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって、常勤監査役を1名以上選定する。</u> <u>(監査役会の招集手続)</u> <u>第33条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の決議)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	<削除>
<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u>	<削除>
<u>(監査役との責任免除)</u> <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	<削除>
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
<新設>	<u>第5章 監査等委員会</u>
<新設>	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> <新設> <新設> 第6章 会計監査人 第38条 <条文省略> (会計監査人の任期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会締結の時までとする。 2 <条文省略> (報酬) 第40条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(<u>監査等委員会の招集手続</u>) 第33条 <u>監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (<u>監査等委員会の決議</u>) 第34条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> (<u>監査等委員会の議事録</u>) 第35条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> 第6章 会計監査人 第36条 <現行どおり> (会計監査人の任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <現行どおり> (<u>会計監査人の報酬等</u>) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計算 第41条 <条文省略> <新設> <新設> <u>(期末配当金)</u> 第42条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。 <u>(中間配当金)</u> 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）を支払うことができる。	第7章 計算 第39条 <現行どおり> <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 <u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
(期末配当金等の除斥期間) 第44条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 2 未払いの<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。 <新設> <新設>	(剰余金の配当の除斥期間等) 第42条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 2 未払いの<u>剰余金の配当</u>には利息をつけない。 <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、取締役全員（10名）は、当該時点で任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	属性
1	おおまえ けんいち 大前 研一	代表取締役会長 ビジネス・ブレイクスルー大学 学長	再任
2	しば た いわお 柴田 巖	代表取締役社長 ビジネス・ブレイクスルー大学 事務総長	再任
3	かどなが そうのすけ 門永 宗之助	取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長	再任
4	ひろせ みつお 廣瀬 光雄	取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 名誉教授	再任
5	うだ さこん 宇田 左近	取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長	再任
6	てらおか かずはる 寺岡 和治	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおまえ けんいち 大前 研一 (1943年2月21日)	1970年4月 (株)日立製作所入社 1972年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 1979年7月 同社支社長 1981年7月 同社ディレクター 1989年7月 同社アジア太平洋グループ会長 1992年11月 平成維新の会設立、代表 1996年10月 スタンフォード大学大学院ビジネススクール客員教授 1997年1月 カルフォルニア大学ロスアンゼルス校ビジネススクール客員教授 1997年4月 (株)大前・アンド・アソシエーツ代表取締役(現任) 1998年4月 当社設立、代表取締役社長 2005年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院学長 2010年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学学長(現任) 2018年7月 当社代表取締役会長(現任)	5,925,300株
(取締役候補者とした理由) 大前研一氏は、当社代表取締役会長として、長年に亘りグループ全体の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また豊富な経験に基づき当社及び当社グループを統括し、計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	しばた いわお 柴 田 巖 (1965年9月11日)	1990年6月 アンダーセン・コンサルティング(現アクセンチュア) 入社 1996年9月 Booz Allen & Hamilton入社 1997年9月 (株)大前・アンド・アソシエーツ入社 1998年5月 (株)プラット・ホーム (現(株)エブリデイ・ドット・コム) 設立 2004年10月 (株)エブリデイ・ドット・コム代表取締役 2006年3月 オレンジライフ(株)代表取締役 2009年6月 (株)旬工房代表取締役 2011年6月 (株)IS総合研究所代表取締役(現任) 2012年6月 当社取締役 2013年10月 (株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ代表取締役社長(現任) 2014年11月 現代幼児基礎教育開発(株)代表取締役社長(現任) (一財)世界でいきる教育推進支援財団理事(現任) 2015年10月 Summerhill International(株)代表取締役社長(現任) 2016年4月 当社取締役 兼 プラットフォーム事業本部本部長 2017年4月 当社取締役副社長 2017年6月 ビジネス・ブレイクスルー大学事務総長(現任) 2017年6月 当社代表取締役副社長 2018年7月 当社代表取締役社長(現任)	45,000株
(取締役候補者とした理由) 柴田巖氏は、当社及び中核子会社の代表取締役として経営に携わり、また当社グループ内でプラットフォーム事業部門の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループにおける経営戦略の推進に適切な人材であると判断し取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	かどなが そうのすけ 門 永 宗之助 (1952年8月5日)	1976年4月 千代田化工建設(株)入社 1986年8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 1992年12月 同社パートナー 1999年6月 同社シニア・パートナー (ディレクター) 2009年7月 イントリンジクス<Intrinsics>代表 (現任) 2009年11月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研究科教授 (現任) 2012年4月 (公社)日本アイソトープ協会理事 (現任) 2012年6月 当社取締役 (現任) 2012年6月 花王(株)社外取締役 (現任) 2013年1月 中外製薬(株)The Chugai International Councilメンバー (現任) 2014年2月 総合科学技術・イノベーション会議専門委員 2014年3月 花王(株)取締役会議長 (現任) 2014年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研究科研究科長 (現任) 2015年4月 文部科学省国立研究開発法人審議会委員 2015年5月 同審議会会長 2016年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学副学長 (現任) 2017年6月 (株)三井住友銀行社外取締役 (現任)	5,500株
(取締役候補者とした理由) 門永宗之助氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーシニア・パートナー、東京大学工学系研究科技術経営戦略専攻臨時講師、文部科学省 独立行政法人評価委員会委員長、文部科学省 国立研究開発法人審議会委員、NPO法人ヘルスケアリーダーシップ研究会相談役、花王(株)取締役などを歴任し、豊富な経営経験や東京大学での教育実績、文部科学省の委員としての職歴は当社グループの大学事業の組織が成長するにあたって貴重なアドバイス及び経営上有益な意見、戦略案を得られるものと判断し取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	ひろせ みつお 廣瀬 光雄 (1937年3月31日)	1964年4月 大日本印刷(株)入社 1988年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル (株) (現 ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)) 代表取締役社長 1999年4月 (有)マベリックジャパン代表取締役社長 (現任) 2000年5月 当社監査役 2004年12月 パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役 会長 2005年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研 究科教授 2005年6月 当社取締役 2006年2月 パシフィックゴルフグループインターナショ ナルホールディングス(株) (現 PGMホールディ ングス(株)) 代表取締役会長兼社長 2009年4月 ボシュロム・ジャパン(株)代表取締役会長 2013年6月 当社取締役 (現任) 2014年12月 三生医薬(株)社外取締役 (現任) 2015年4月 (株)マベリックトランスナショナル代表取締役 社長 (現任) 2016年6月 八木通商(株)社外監査役 (現任) 2017年7月 カーライル・ジャパンLLCオペレーティングエ グゼクティブ (現任) 2019年3月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研 究科名誉教授 (現任)	43,100株
(取締役候補者とした理由) 廣瀬光雄氏は、大日本印刷(株)アメリカ法人のCEO、並びにジョンソン・エンド・ジョンソン・メディ カル(株)の日本代表を歴任され、日米において日系企業の米国法人代表、米国企業の日本代表を長年務め てきた経験から、コーポレート・ガバナンスについて国際的な見識が深く、当社グループが国際的に発 展していく過程において、国際感覚を持って適切なコーポレート・ガバナンス、組織構築にあたって貴 重なアドバイスを得られるとともにBBT大学大学院の更なる強化のうえで必要な人材と判断し取締役候 補者としております。			

候補者 番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	うださこん 宇田左近 (1955年5月22日)	1981年4月 日本鋼管(株)(現 JFEホールディングス(株))入社 1989年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 1995年12月 同社プリンシパル(パートナー) 2006年2月 日本郵政(株)執行役員 2007年10月 同社専務執行役 郵便事業(株)(現 日本郵便(株)) 専務執行役員 2010年4月 同社顧問 2010年5月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現任) 2010年7月 (株)東京スター銀行執行役最高業務執行責任者(COO) 2011年6月 (株)荏原製作所社外取締役 2012年11月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与 2014年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部学部長(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) 2015年4月 (公財)日米医学医療交流財団理事・学術委員 2016年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学副学長(現任) 2016年9月 都政改革本部特別顧問 2017年7月 (公財)日米医学医療交流財団専務理事(現任) 2017年11月 東京都都市計画審議会委員(現任) 2019年3月 (株)荏原製作所独立社外取締役取締役会議長(現任)	1,600株
(取締役候補者とした理由) 宇田左近氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニー プリンシパル、日本郵政(株)専務執行役、郵便事業(株)専務執行役員、(株)東京スター銀行執行役COO、(株)荏原製作所社外取締役、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会調査統括、原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与などを歴任し、その豊富な経営経験があること、特に郵政や東電など大企業の組織変革のマネジメント力は、これから当社の組織が成長するにあたって貴重なアドバイスを得るとともに、経営上有益な意見、戦略案を得られるものと判断し取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
6	て ら お か か ず は る 寺 岡 和 治 (1946年12月10日)	1969年 3 月 (株)赤井電気入社 1971年 4 月 (株)寺岡精工入社 1975年 2 月 同社取締役・営業部長 1978年 7 月 寺岡オート・ドアシステム(株)取締役 (現任) 1979年 3 月 (株)寺岡精工常務取締役・営業部長 1983年 3 月 同社専務取締役・海外営業本部長 1985年 1 月 同社代表取締役社長 1999年 9 月 (株)テラオカ代表取締役会長 1999年11月 (株)アスター代表取締役会長 2015年 1 月 (株)寺岡精工代表取締役会長兼Chief Technology Architect (現任) 2015年 6 月 当社取締役 (現任) 2015年12月 ベスカ(株)取締役 (現任)	20,500株
	(社外取締役候補者とした理由) 寺岡和治氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)寺岡精工の代表取締役、Chief Technology Architectとして同社での豊富な経営者経験と技術に関する幅広い知識・経験を有しており、当社の取締役として適任と判断し社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、寺岡和治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、寺岡和治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、寺岡和治氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	属性
1	もりい みちよ 森井 通世	常勤監査役	社外 独立
2	しむら ひかる 志村 晶	監査役	社外
3	むらた まさき 村田 正樹	監査役	社外

社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もりい みちよ 森井 通世 (1943年3月20日)	1970年10月 監査法人中央会計事務所(元 みすず監査法人)入所 1989年4月 同法人代表社員 2008年5月 (公財)交通遺児育英会監事(現任) 2014年6月 当社常勤監査役(現任)	500株
	(社外取締役候補者とした理由) 森井通世氏は、公認会計士として長年培った会計に関する知識と監査法人の経営にも携わった経験を有していることから、これらの知識・経験を監査体制に活かしていただくため社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	し む ら ひ か る 志 村 晶 (1948年9月5日)	1971年7月 理学電機(株) (現(株)リガク) 代表取締役社長 理学電機工業(株)代表取締役社長 1974年9月 Rigaku/U.S.A,INC.(現 Rigaku Americas Corporation)取締役会長 1986年11月 (株)リガク (旧(株)リガク)代表取締役社長 2000年3月 Osmic,Inc. (現 Rigaku Innovative Technologies,Inc.)取締役会長兼最高経営責任者 2001年3月 Rigaku/MSC,Inc.(現 Rigaku Americas Corporation)取締役会長兼最高経営責任者 2004年3月 同社取締役会長 2004年4月 (株)リガク (理学電機(株)と旧(株)リガクの合併) 代表取締役社長 (現任) 2005年6月 当社監査役 (現任) 2006年3月 Rigaku Americas Corporation取締役会長 (現任) 2009年1月 理学電企儀器 (北京) 有限公司董事長 (現任) 2010年1月 日本MIT会会長 2010年3月 Rigaku Portable Devices Asia Limited董事 (現任) 2010年5月 Rigaku Europe SE取締役会会長 (現任) 2014年2月 Rigaku Americas Holding,Inc.代表取締役 (CEO) (現任) 2015年5月 Rigaku Polska sp.z.o.o社長 (現任) 2015年11月 Rigaku Asia Pacific Pet.Ltd.取締役 (現任)	20,700株
(社外取締役候補者とした理由) 志村晶氏は、(株)リガクという技術系の会社の代表取締役社長であり、今後当社がシステム開発面を強化していくにあたり、特にエンジニア的見地から外部監査ができると判断し社外取締役候補者としたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	むらた まさき 村田 正樹 (1957年6月9日)	1982年4月 野村證券(株)入社 2003年4月 野村信託銀行(株)資金・為替部、資産金融部部長 2003年6月 森トラスト・アセットマネジメント(株)代表取締役社長 2003年6月 森トラスト総合リート投資法人執行役員 2005年6月 当社監査役(現任) 2006年6月 MTラボ(株)代表取締役社長 2009年2月 MTアドテック(株)(現 MRTインターナショナル(株))代表取締役社長 2011年6月 (株)MAプラットフォーム代表取締役社長 2012年4月 MRTインターナショナル(株)代表取締役 2013年6月 MKトラスト(株)取締役副会長 2014年10月 MTラボキャピタル(株)取締役 2015年6月 同社取締役会長 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)取締役 2016年8月 (株)MAプラットフォーム常勤顧問 東京トラストキャピタル(株)取締役会長 2017年11月 イセ・フェニックス(株)代表取締役社長(現任)	20,000株
(社外取締役候補者とした理由) 村田正樹氏は、イセ・フェニックス(株)の代表取締役社長であり、野村證券(株)時代を通じ、金融・証券面に経験が豊富であり、特に財務面に関する監査に適任と判断し社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森井通世氏、志村晶氏、村田正樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、森井通世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、森井通世氏、志村晶氏、村田正樹氏の各氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2003年6月27日開催の第5回定株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は10名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は6名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2018年6月26日の第20回定時株主総会において、年額50百万円以内（うち、社外取締役年額10百万円以内）とする旨ご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、現在の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の定めを廃止し、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して、譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定につき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社において想定される取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第5号議案における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち、社外取締役分は年額10百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社において想定される取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は10名（うち、社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は6名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生すること及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認されることを条件として、生じるものとします。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数90,000株（うち、社外取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の総数18,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年間から40年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び監査等委員である取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は監査等委員である取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び監査等委員である取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、当社の監査等委員である取締役に対する、譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定につき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、当社の監査等委員である取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に對し、譲渡制限付株式を下記のとおりに割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社において想定される監査等委員である取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第6号議案における監査等委員である取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社において想定される監査等委員である取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生すること及び第6号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認されることを条件として、生じるものとします。

記

当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役に對し、当社の監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各監査等委員である取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける監査等委員である取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役は、3年間から40年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び監査等委員である取締役のいずれの地位からでも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該監査等委員である取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は監査等委員である取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該監査等委員である取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び監査等委員である取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中の通商問題の動向や海外経済の不確実性等により先行き不透明な状況が続きました。また、わが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善が続き、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のなか、学び直しが必要と考えるあらゆる年齢層に対し生涯にわたるリカレント教育を提供する当社グループは、「世界で活躍するグローバルリーダーの育成」をミッションとして、1歳から、幼小中高、大学、大学院、ビジネスパーソン、起業家、経営者に至るあらゆるセグメントに対して「答えの無い21世紀の社会をブレークスルーする」ための教育・学びを提供する「生涯学習のプラットフォーム」の展開に取り組んでまいりました。

当連結会計年度はグループの更なる持続的成長に必要な各種施策や布石の準備に取り組んだ一年となりました。売上高の伸長、事業ポートフォリオにおける中期的な観点からのリソースの再配分、それを支えるコスト構造の強化、推進による収益性向上に注力した結果、当連結会計年度における売上高は、5,360百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は458百万円（同6.2%増）、経常利益は461百万円（同5.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は239百万円（同0.6%増）となり、売上高は過去最高を8期連続で更新し、営業利益、経常利益も3期連続で過去最高を更新いたしました。

（プラットフォームサービス）

「アオバジャパン・インターナショナルスクール（以下、A-JISという。）」では、国際バカロレア（IB）教育プログラム（PYP、MYP、DP）の認定校になって以降、初めてのディプロマ資格プログラム（DP）課程の修了生が卒業し、世界大学ランキング（Times Higher Education Ranking）で世界トップ10以内の大学へ合格者を輩出いたしました。また、本年度スクールイヤー（2018年8月下旬～翌年7月上旬）においては、当社グループがA-JISの運営に参画した2013年度当時の生徒数から倍増するまでに至りました。「A-JIS光が丘キャンパス」においては、こうした生徒数増により収容定員をほぼ充足したことから、今後も生徒の受入れができるよう、2～3年をかけて改装・改修するなどの設備投資を計画しております。

バイリンガル幼児教育を展開する「アオバジャパン・バイリンガルプリスクール（以下、AJBという。）」では、6拠点目として、2018年4月に「AJB三鷹キャンパス」を開校いたしました。出願者数が当初計画を上回る推移をいたしました結果、在校生数は初年度で100名を超えました。また、開校1年目にして同年9月に国際バカロレア（IB）初等教育プログラム（PYP）候補校となりました。「AJB早稲田キャンパス」においては、2019年1月に国際バカロレア（IB）初等教育プログラム（PYP）の認定を取得いたしました。また、在校生数も堅調に推移し100名を超えました。

これまでの拠点展開とIB教育の導入・普及の取組みにより、各幼児教育拠点からA-JISへの出願率が例年1割強であったものが、当連結会計年度では3割を超える出願が見込めるなどグループとしてのシナジーが現れ始めております。これらの拠点がサテライトキャンパスとなり、その進学先がA-JISのキャンパスとなる、ハブ&スポーク方式の成長戦略が成果を出しつつあります。また、当社グループで初めて立地先や校舎物件の選定、内装、教員採用、生徒募集等も含めてゼロから立ち上げた「AJB三鷹キャンパス」が堅調に立上げと運営ができたことを受け、今後は幼児教育拠点の増設を、これまでの各年度1拠点のペースから加速することを計画しております。

なお、A-JISは「平成30年度 国際バカロレアに関する国内推進体制の整備」事業を文部科学省より受託し、「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」の運営を開始いたしました。その活動の一環として、10月に「第一回国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業シンポジウム2018」、2019年3月に京都で「第2回国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業シンポジウム2018in京都」を開催し、IB教育に関心のある教育機関、教育者、保護者、学生、自治体関係者等の幅広い方々が参加するなか「IB教育の効果」、「日本の学校へ導入する際のポイント」、「IB教員の養成」等の情報発信と交流の場を設けるなどの活動を実施いたしました。

（マネジメント教育サービス）

当社は創業当初より、サプライチェーンマネジメント、国際会計基準や中国の経済成長をいち早く捉えたグローバルな経営戦略など、経営上特筆すべきことや将来の企業経営者が学ぶべきコンテンツを提供してまいりました。最近では、デジタル・ディスラプション、ブロックチェーン、人工知能（AI）の急速な進歩が与える産業・経済構造への影響やシンギュラリティの時代を見据えた経営戦略、人材育成戦略などに関するコンテンツを企画・開発し提供しております。

これら最新の経営動向は、日々刻々と変化しており、現在の社会人が学生時代に習得した知識だけでは対応できません。情報通信技術の進歩が急激な今、あらゆる産業で変革が起これ、その変化に対応するための学び直しが必要です。企業が競争力を維持しつづけるためには、全国並びに世界の拠点で、あらゆる産業に対し、大規模な人数を対象に、同時に学ぶ機会を提供する必要があります。

当社は、こうした学び直し（リカレント教育）を、当社のオンライン教育システム AirCampus®、1万時間以上の教育コンテンツ、及び1万人以上の卒業生・修了生によって可能にしております。また、当社は創業以来20年間、双方向の議論を重要視したオンライン教育システムを提供し続け、オンライン教育のノウハウと延べ10万人以上の受講記録をシステム上に蓄積してまいりました。これらの資産は、高い価値を持つ人材育成のビッグデータとなりつつあります。今後、このビッグデータを顧客サービスの向上に有効活用することによって付加価値の源泉になるものと考えております。

当社グループは上記経緯のもと2018年4月に組織変更により法人営業の体制強化を行い、リカレント教育の創始者として、企業の人材教育におけるソリューション提供に注力いたしました。当連結会計年度においても多くの大型案件が継続受注できました。更に、企業経営者との経営課題に対する綿密なディスカッションを踏まえた提案等の営業活動の質向上により、取引高10百万円超の顧客は17社まで増加し、新規アカウント54社を獲得するなど、BtoB向け取扱高は前期比30%強増加し堅調に推移いたしました。

BtoC向けのリカレント教育サービスにつきましては、社内に専門の部署を設置し、2019年度より本格的なプロモーション、リカレント体験プログラムの提供を行えるよう準備を行いました。体験プログラムでは1万時間以上あるコンテンツの中からその人にあった適切なカリキュラムを提示いたします。そのことにより個々人のキャリアアップのための能力開発を支援することが可能となります。また、ビジネス・ブレイクスルー大学（以下、BBT大学という。）経営学部を設置した、21世紀のビジネスに求められる高度な知識や能力の再取得を目的とした働きながら受講できる「履修証明プログラム」（全8プログラムのうち5プログラム）が2018年4月より厚生労働省「専門実践教育訓練指定講座」に指定されました。

講座開講10周年を迎えたBBT大学オープンカレッジ「実践ビジネス英語講座（PEGL）」では、2018年7月の「初級コース」のリニューアルに続き、10月にビジネス・シーンにおける英語での雑談力（スモール・トーク）を鍛える「ビジネス・スモールトークコース」を新たに開講するなど教育サービスの拡充に取り組みしました。

一方、BBT大学／大学院／オープンカレッジなどの教育プログラムのうち、個人受講比率の高い一部の教育プログラムが軟調に推移いたしました。BBT大学経営学部ならびに大学院は、秋期入学者数は概ね前年同期並みであったものの春期入学者の募集に苦戦いたしました。その対策として教務面での受講生サポートを強化いたしました。その結果、BBT大学経営学部においては、2019年4月の総学生数が増加に転じるなど、回復の兆しが見られます。

(経営コンテンツメディアサービス)

創業以来のサービスである365日24時間経営コンテンツを視聴できる「ビジネス・ブレイクスルー チャンネル」では、これまでの衛星放送「スカパー！」を通じた配信方式において受信アンテナの設置環境に制限がありサービスを利用できない場合もあったことから、従前の配信方式による視聴環境に依存しないよう2018年12月より「Amazon Fire TV」を活用したインターネットTVに移行し、更なる視聴環境の向上を図りました。これにより同サービスの衛星放送番組配信にかかる映像放出費用を大幅に削減いたしました。

(ご参考)

・国際バカロレア (IB)

インターナショナルスクールの卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を与えるとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的として1968年に国際バカロレア機構が発足されました。国際バカロレア機構は、スイスのジュネーブに本部を置き、認定校に対する共通カリキュラムの作成や国際バカロレア試験の実施及び国際バカロレア資格の授与などを行っています。

国際バカロレアには、3歳～19歳の子どもの年齢に応じて3つのプログラムがあります。

(1) PYP(Primary Years Programme：初等教育プログラム) 3歳～12歳

(2) MYP(Middle Years Programme：中等教育プログラム) 11歳～16歳

(3) DP(Diploma Programme：ディプロマ資格プログラム) 16歳～19歳 DPの課程を修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際バカロレア資格を取得することができます。国際バカロレア資格は、国際的に認められている大学入学資格の1つであり、日本においても1979年に「スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの」について、大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者として指定されています。また、政府の「教育再生実行会議」においてもグローバル人材育成の環境整備のために、国際バカロレア認定校を200校まで大幅な増加を図る旨の提言がなされています。

(ご参考2)

アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 三鷹キャンパスは、国際バカロレア (IB) 「初等教育プログラム」 (PYP) の候補校 (※) です。

本校はIBワールドスクール (IB認定校) としての認定に向けた申請段階にあります。このIBワールドスクールとは、「質の高い、チャレンジに満ちた国際教育に信念をもって取り組むことにコミットする」という理念を共有する学校です。アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 三鷹キャンパスも、このような教育に取り組むことが、生徒にとって重要なことであると信じています。

※IBの「初等教育プログラム」 (PYP) 、「中等教育プログラム」 (MYP) 、「ディプロマ資格プログラム」 (DP) の3つのプログラム (及び「IBキャリア関連サーティフィケート」) を実施することができるのは、国際バカロレア機構に認定された学校のみです。候補校であることは、IBワールドスクールとして認定されることを保証するものではありません。IB及びIBのプログラムの詳細については、ウェブサイト (<http://www.ibo.org>) をご覧ください。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、銀行借入により、2018年11月に総額で900百万円の資金調達を実施いたしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、総額357百万円であります。主な内訳は以下のとおりであります。

・研修所の建設・改修	273百万円
・遠隔教育システムの開発	15百万円
・光が丘キャンパスの改修	10百万円

なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、今後もさらに事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していくうえで対処すべき課題として、以下の課題に取り組んでまいります。

① 国際バカロレア (IB) の普及・拡大

当社グループが、今後プラットフォームサービス事業の業容拡大を目指すためには、「アオバジャパン・インターナショナルスクール」が既に認証取得しているCIS、NEASCに留まらず、国際的に認められている大学入学資格の一つである国際バカロレア (IB) の取得による先駆的な教育プログラムの提供が重要なものとなります。今後は、「アオバジャパン・インターナショナルスクール」のサテライトキャンパスの拡大とIBカリキュラム導入を推進し、プラットフォームサービス事業の一層の収益拡大に努めてまいります。

② 法人営業の強化

当社グループの収益拡大のためには、限られた経営資源を集中する必要があります。このため当社グループでは、企業全体のマネジメント教育を「新人から社長まで」一括して引き受けられるよう大型提案に経営資源を集中する等、法人営業を強化していく方針であります。具体的には、顧客企業の人事教育制度そのものに当社グループが提供するマネジメント教育のプログラムが採用されるよう各種各様のニーズに対して、コンテンツと遠隔教育システムのバリエーションの拡充と品質の更なる向上・維持によって応えてまいります。また、トップマネジメント層を対象とする研修の実施や顧客企業による研修利用が可能な集合研修施設の活用による、当社グループの遠隔型マネジメント教育事業の一層の普及を図り、収益拡大に努めてまいります。

③ 遠隔教育システムの開発

当社グループが、今後遠隔型マネジメント教育事業の業態拡大を目指すためには、遠隔教育システムとコンテンツの親和性が非常に重要なものとなります。今後は独自で設計開発してきた遠隔教育システムのプラットフォームである“AirCampus® (遠隔型学習環境統合システム)”を機能の強化及び学習支援の運用も含め、より充実させてまいります。

④ 人材の確保と育成

当社グループの事業拡大には、優秀な人材の確保と育成が欠かせません。当社グループでは、目的達成のために主体的かつ積極的に行動できる起業家的な人材の確保、当社グループの企業カルチャーと企業ミッションを共有化できる人材の育成が課題と考えております。

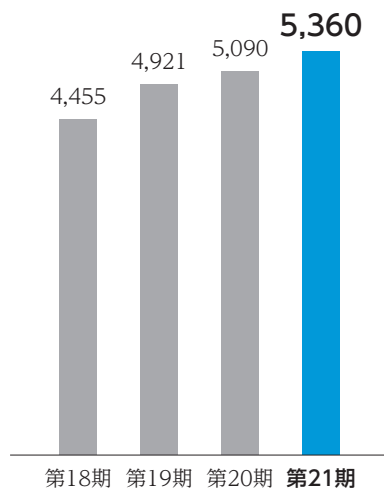
(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

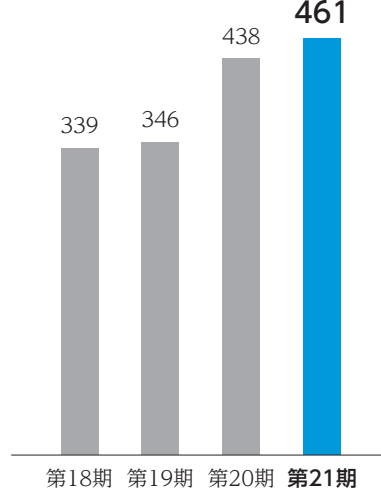
区 分	第18期 (2016年3月期)	第19期 (2017年3月期)	第20期 (2018年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	4,455,959	4,921,729	5,090,297	5,360,654
経常利益 (千円)	339,709	346,849	438,406	461,385
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	270,365	226,913	237,985	239,326
1株当たり純利益 (円)	21.52	15.92	16.69	16.81
総資産 (千円)	6,681,378	6,832,796	7,608,915	7,414,835
純資産 (千円)	4,515,560	4,628,412	4,723,745	4,746,908
1株当たり純資産 (円)	316.71	324.63	331.32	337.47

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

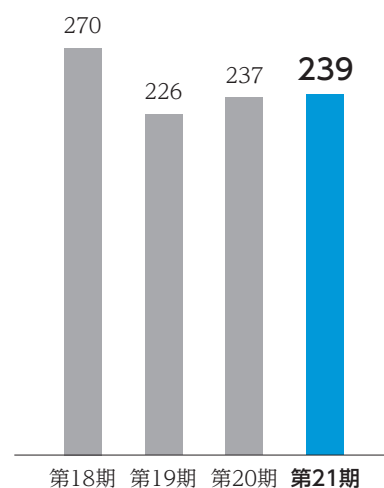
▶ 売上高 (百万円)



▶ 経常利益 (百万円)



▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

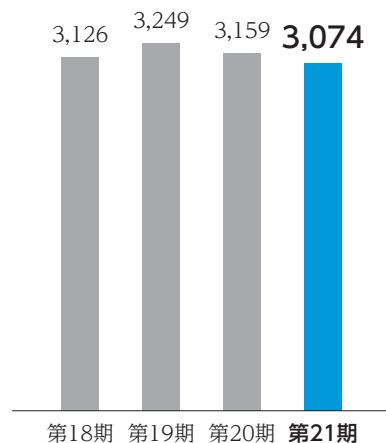


② 当社の財産及び損益の状況

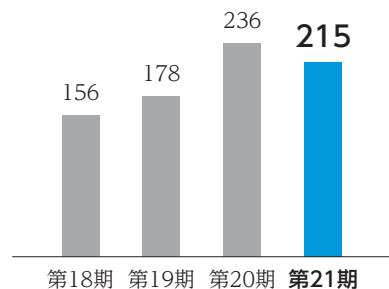
区 分	第18期 (2016年3月期)	第19期 (2017年3月期)	第20期 (2018年3月期)	第21期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	3,126,791	3,249,963	3,159,104	3,074,653
経常利益 (千円)	156,913	178,791	236,849	215,471
当期純利益 (千円)	96,462	106,798	122,351	81,076
1株当たり純利益 (円)	7.68	7.49	8.58	5.69
総資産 (千円)	5,768,907	5,902,568	6,397,344	5,977,210
純資産 (千円)	4,266,765	4,259,515	4,239,300	4,104,213
1株当たり純資産 (円)	299.26	298.75	297.34	291.77

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

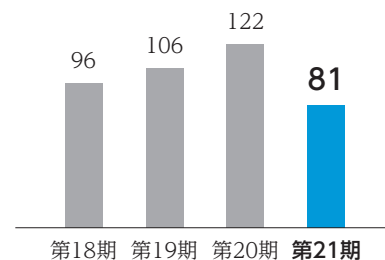
▶ 売上高 (百万円)



▶ 経常利益 (百万円)



▶ 当期純利益 (百万円)



(7) 主要な事業の内容（2019年3月31日現在）

当社グループの事業区分及び主要な事業の内容は、以下のとおりであります。

事業区分	主 な 事業 の 内 容
マネジメント教育サービス	・ マネジメントコンテンツと遠隔教育システムを利用したマネジメント教育プログラムの提供 ・ ビジネス・ブレイクスルー大学/大学院の運営
経営コンテンツメディアサービス	・ 多様な配信メディアを通じた経営コンテンツの配信
プラットフォームサービス	・ アオバジャパン・インターナショナルスクールの運営 ・ アオバジャパン・バイリンガルプリスクールの運営 ・ サマーヒルインターナショナルスクールの運営 ・ ブレンド型教育の企画・運営

(8) 主要な事業所の状況（2019年3月31日現在）

名 称	事 業 所	所 在 地
当社	本店：六番町オフィス	東京都千代田区
	支店：麴町オフィス	東京都千代田区
(株)アオバインターナショナル エデュケイショナルシステムズ	アオバジャパン・インターナショナルスクール 光が丘キャンパス	東京都練馬区
	アオバジャパン・インターナショナルスクール 目黒キャンパス	東京都目黒区
現代幼児基礎教育開発(株)	アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 晴海キャンパス	東京都中央区
	アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 芝浦キャンパス	東京都港区
	アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 早稲田キャンパス	東京都新宿区
	アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 三鷹キャンパス	東京都三鷹市
Summerhill International(株)	サマーヒルインターナショナルスクール	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
297名	19名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(84名)は含まれておりません。

2. 従業員数が前連結会計年度末と比べ19名増加いたしました。主な要因は、プラットフォームサービス事業における幼児教育拠点を新設したためであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	60名	—	38.9歳	6.5年
女性	71名	—	37.7歳	5.6年
合計又は平均	131名	—	38.2歳	6.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(37名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	462,500千円
(株) 三井住友銀行	462,500千円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

子 会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
(株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ	61,210千円	100.0%	・アオバジャパン・インターナショナルスクールの運営 ・ブレンド型教育の企画・運営
現代幼児基礎教育開発(株)	72,250千円	100.0% (100.0%)	・アオバジャパン・バイリンガルプリスクールの運営
Summerhill International(株)	3,000千円	100.0% (100.0%)	・サマーヒルインターナショナルスクールの運営
(株)BBリゾート	9,990千円	100.0%	・研修施設の管理、運営
ハイダウェイ熱川リゾートプロジェクト投資事業任意組合	305,000千円	100.0% (100.0%)	・研修施設の建設

(注) 議決権の所有割合の()内の数値は、間接所有割合であり議決権比率の内数であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,264,100株
- ③ 株主数 3,926名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大前 研一	5,925,300株	42.13%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	316,200	2.24
宮本 雅史	198,000	1.40
伊藤 泰史	194,100	1.38
F.W.HUIBREGTSEN	188,000	1.33
久保 博昭	180,500	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	168,800	1.20
村井 純	166,000	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	162,400	1.15
日森 潤	160,000	1.13

(注) 1. 当社は、自己株式を199,976株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式 (199,976株) を控除して算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変更に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の定めにより、2019年2月8日の当社取締役会決議に基づき、2019年2月12日から3月31日の間、市場取引により、199千株（発行済株式総数に対する割合は1.40%）の自己株式を総額77百万円で取得いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	大 前 研 一	ビジネス・ブレイクスルー大学 学長
代 表 取 締 役 社 長	柴 田 巖	社長執行役員 ビジネス・ブレイクスルー大学 事務総長 (株)アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ 代表取締役社長 現代幼児基礎教育開発(株) 代表取締役社長 Summerhill International(株) 代表取締役社長
取 締 役	伊 藤 泰 史	会長特別補佐 (株)アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ 取締役 (株)BBリゾート 代表取締役社長
取 締 役	政 元 竜 彦	執行役員 コンテンツ企画、語学教育及び役員研修事業本部本部長 (株)アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ 取締役 (株)BBTオンライン 代表取締役社長
取 締 役	徳 永 裕 司	執行役員 財務・総務本部本部長 (株)BBリゾート 取締役 (株)アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ 取締役
取 締 役	門 永 宗之助	ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 経営学研究科 研究科長 イントリンジクス<Intrinsics> 代表 花王(株) 社外取締役 取締役会議長 (株)三井住友銀行 社外取締役
取 締 役	廣 瀬 光 雄	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 経営学研究科 教授 (有)マベリックジャパン 代表取締役社長 (株)マベリックトランスナショナル 代表取締役社長
取 締 役	宇 田 左 近	ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長 ビジネス・ブレイクスルー大学 経営学部 学部長 (株)荏原製作所 独立社外取締役 取締役会議長
取 締 役	鈴 木 尚	Global Brain Singapore Pte Ltd President
取 締 役	寺 岡 和 治	(株)寺岡精工 代表取締役会長兼Chief Technology Architect

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	森 井 通 世	
監 査 役	志 村 晶	(株)リガク 代表取締役社長
監 査 役	村 田 正 樹	イセ・フェニックス(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、鈴木尚氏、寺岡和治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、森井通世氏、志村晶氏、村田正樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森井通世氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役寺岡和治氏並びに社外監査役森井通世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	130百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	140百万円 (11百万円)

(注) 取締役及び監査役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、2百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 会社役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	鈴木 尚	Global Brain Singapore Pte Ltd President
取締役	寺岡 和治	(株)寺岡精工 代表取締役会長兼Chief Technology Architect
監査役	森井 通世	
監査役	志村 晶	(株)リガク 代表取締役社長
監査役	村田 正樹	イセ・フェニックス(株) 代表取締役社長

(注) 上記各社と当社との間には、資本関係、重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況等
取締役	鈴木 尚	当事業年度に開催した取締役会12回のうち7回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	寺岡 和治	当事業年度に開催した取締役会12回のうち12回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	森井 通世	当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会12回の全てに参加、月に一度開催した経営会議12回に出席し、常勤監査役として業務監査・会計監査の観点から必要な発言を適宜行っております。
監査役	志村 晶	当事業年度に開催した取締役会12回のうち9回出席し、また監査役会12回のうち9回出席し、社外監査役の立場で必要な発言を適宜行っております。
監査役	村田 正樹	当事業年度に開催した取締役会12回のうち9回出席し、また監査役会12回のうち9回出席し、社外監査役の立場で必要な発言を適宜行っております。

ハ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、各期の経営成績、企業体質の強化と今後の事業展開に向けた内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、継続的な配当の実施に努めることを基本方針としております。

なお、当社は、中間配当をすることができる旨を定款で定めておりますが、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,182,568	流動負債	2,609,626
現金及び預金	1,612,776	買掛金	1,698
売掛金	281,230	短期借入金	875,000
仕掛品	127,340	1年内返済予定の長期借入金	50,000
前払費用	87,598	未払金	134,654
その他	73,953	未払費用	267,212
貸倒引当金	△331	未払法人税等	108,605
固定資産	5,232,267	前受金	1,126,021
有形固定資産	3,369,412	奨学還付引当金	120
建物及び構築物	2,160,017	その他	46,313
機械装置及び運搬具	37,042	固定負債	58,300
工具、器具及び備品	155,478	繰延税金負債	5,067
土地	1,004,182	退職給付に係る負債	9,530
建設仮勘定	12,692	資産除去債務	41,311
無形固定資産	1,463,843	その他	2,391
借地権	76,071	負債合計	2,667,927
ソフトウェア	65,562	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	44,650	株主資本	4,746,169
のれん	1,264,162	資本金	1,818,355
その他	13,396	資本剰余金	1,569,003
投資その他の資産	399,011	利益剰余金	1,436,289
投資有価証券	74,490	自己株式	△77,480
差入保証金	183,707	新株予約権	739
長期前払費用	78,492	純資産合計	4,746,908
繰延税金資産	62,321		
その他	8,627		
貸倒引当金	△8,627		
資産合計	7,414,835	負債・純資産合計	7,414,835

連結損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,360,654
売上原価		2,800,468
売上総利益		2,560,185
販売費及び一般管理費		2,101,551
営業利益		458,634
営業外収益		
受取利息	41	
為替差益	128	
寄付金収入	2,000	
業務受託料	7,183	
その他	7,654	17,008
営業外費用		
支払利息	4,688	
投資有価証券評価損	6,395	
固定資産除却損	2,778	
その他	395	14,257
経常利益		461,385
特別利益		
固定資産売却益		3,479
税金等調整前当期純利益		464,864
法人税、住民税及び事業税	166,892	
法人税等調整額	58,646	225,538
当期純利益		239,326
親会社株主に帰属する当期純利益		239,326

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,708,876	流動負債	1,870,605
現金及び預金	1,092,111	買掛金	1,698
売掛金	231,299	短期借入金	875,000
仕掛品	170,390	1年内返済予定の長期借入金	50,000
前払費用	51,260	未払金	22,102
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	150,000	未払費用	191,397
その他	13,893	未払法人税等	45,928
貸倒引当金	△78	未払消費税等	62,561
固定資産	4,268,333	未払配当金	2,460
有形固定資産	2,932,719	前受金	596,052
建物	1,800,026	預り金	23,191
構築物	38,099	奨学還付引当金	120
機械及び装置	27,932	その他	93
車両運搬具	1,673	固定負債	2,391
工具、器具及び備品	112,570	その他	2,391
土地	952,416		
無形固定資産	149,439	負債合計	1,872,996
借地権	76,071	(純資産の部)	
商標権	2,941	株主資本	4,103,474
特許権	8,888	資本金	1,818,355
ソフトウェア	59,866	資本剰余金	1,569,003
電話加入権	72	資本準備金	1,384,754
ソフトウェア仮勘定	1,600	その他資本剰余金	184,249
投資その他の資産	1,186,173	利益剰余金	793,595
投資有価証券	17,015	その他利益剰余金	793,595
関係会社株式	309,896	繰越利益剰余金	793,595
関係会社長期貸付金	745,000	自己株式	△77,480
破産更生債権等	1,346	新株予約権	739
差入保証金	129,406		
長期前払費用	75,258	純資産合計	4,104,213
繰延税金資産	24,193		
その他	17,109	負債・純資産合計	5,977,210
貸倒引当金	△133,052		
資産合計	5,977,210		

損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,074,653
売上原価		1,061,806
売上総利益		2,012,846
販売費及び一般管理費		1,803,818
営業利益		209,027
営業外収益		
受取利息	6,733	
為替差益	119	
業務受託料	7,273	
その他	6,678	20,806
営業外費用		
支払利息	4,685	
投資有価証券評価損	6,395	
固定資産除却損	2,778	
貸倒引当金繰入額	108	
その他	395	14,362
経常利益		215,471
税引前当期純利益		215,471
法人税、住民税及び事業税	76,263	
法人税等調整額	58,131	134,395
当期純利益		81,076

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平野 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

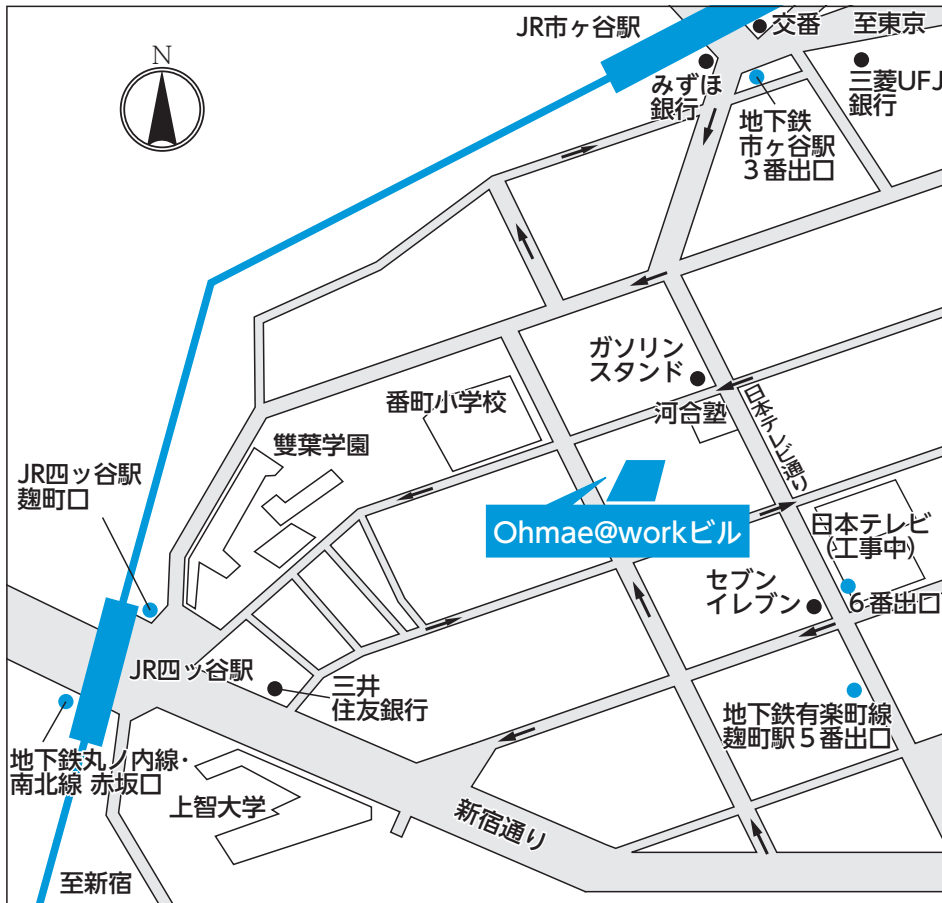
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス ・ ブ レ ー ク ス ル ー	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	森 井 通 世 ㊟
社 外 監 査 役	志 村 晶 ㊟
社 外 監 査 役	村 田 正 樹 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：東京都千代田区六番町1番7号
Ohmae@workビル 地下1階 セミナーホール

最寄駅： ● 地下鉄有楽町線・麴町駅 5番出口より 徒歩約4分
● JR、地下鉄・四ッ谷駅 より 徒歩約6分
● JR、地下鉄・市ヶ谷駅 より 徒歩約6分



**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。